

第1回 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会

日時：平成29年11月9日（木）午前10時00から

場所：綱島地区センター

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 事務局あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 定足数の確認
- 5 会議の公開の確認
- 6 議題1 審議会運営規則について
- 7 議題2 会長及び会長代理の選任
- 8 議題3 報告事項
 - (1)事業の進捗状況について
 - (2)今後の土地区画整理審議会の予定
- 9 議事録署名人の選出
- 10 連絡事項
- 11 閉会

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会運営規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、法令等に定めがあるものを除くほか横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会（以下、「審議会」という。）の議事手続その他審議会の運営について必要な事項を定める。

（会長及び会長代理）

第2条 審議会に会長及び会長代理1人を置く。
2 会長及び会長代理は、委員の互選により選出する。
3 会長及び会長代理の任期は、委員の任期とする。
4 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
5 会長は、委員として審議会の議決に加わることができない。
6 会長代理は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の招集）

第3条 審議会は、市長が招集する。
2 委員は、招集の日時に指定の会議場に参集しなければならない。
3 審議会を招集するには、少なくとも会議を開く日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、2日前までにこれらの事項を委員に通知して、審議会を招集することができる。
4 委員は、事故のため会議に出席できないときは、開会の時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

（会議の公開）

第4条 審議会の会議は、公開とする。
2 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書きの規定により会長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。
3 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聞くことができる。
4 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

（会議開催の事前公表）

第5条 審議会は、会議を開催するに当たっては、会議の開催の日7日前までに、市役所の掲示板に、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第1号）を掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、開催の決定後、速やかに行うものとする。

- (1) 開催日時
 - (2) 会議名
 - (3) 開催場所
 - (4) 議題
 - (5) 公開・非公開の別
 - (6) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
 - (7) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
 - (8) 問合せ先
- 2 前項の会議案内は、市民局市民情報センターに備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

(会議の傍聴)

第6条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場の受付で氏名及び住所を記入し傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、10人とする。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、定員を超えて傍聴させることができる。

(会議資料の配付)

第7条 審議会の会議を公開とするときは、傍聴者に会議資料を配付するものとする。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第8条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第9条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(開会・閉会)

第10条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告して行う。

(定足数に関する措置)

第11条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは会長は流会を宣告する。

- 2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は休憩又は閉会を宣告する。

(退席)

第12条 委員は、会議中は原則として退席できない。ただし、やむを得ず退席しようとするときは、その旨を告げて会長の承認を受けなければならない。

(発言)

第13条 発言しようとする委員は、会長の許可を受けなければならない。

- 2 発言は、議題外にわたることはできない。
- 3 会長は、議事を整理するために必要があると認めたときは、委員の発言を止め、又は議事を中止することができる。

(議案の説明)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、横浜市の関係職員に議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(採決)

第15条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣告する。

2 議案の採決は、原則として挙手により出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

(議事録の作成)

第 16 条 書記は次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の開催年月日、開会及び閉会に関する事項並びに開催場所
- (2) 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名並びに議事に参与した横浜市職員の氏名
- (3) 公開・非公開の別と非公開の理由
- (4) 議事の概要
- (5) 会議資料
- (6) その他会長が必要と認める事項

2 議事録には、会長及び会長の指名する委員 2 人が署名しなければならない。

3 議事録は、横浜市都市整備局に保存を依頼する。

(議事録の閲覧)

第 17 条 前条において作成した議事録は、会議を公開とした場合には、その写し等を議事録の確定後、担当課及び市民情報センターにおいて 1 年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

(審議会の事務)

第 18 条 審議会に関する事務を処理するために書記を置き、横浜市職員をもってこれに充てる。

(委 任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が委員の承諾を得て定める。

附則

この規則は平成 年 月 日から施行する。

横浜国際港都建設事業

新綱島駅周辺地区土地区画整理事業

事業計画書

認可 公告
当初 平成 29 年 1 月 26 日 平成 29 年 2 月 15 日

横浜市

目 次

第 1	土地区画整理事業の名称等	1
	(1) 土地区画整理事業の名称	1
	(2) 施行者の名称	1
第 2	施行地区	1
	(1) 施行地区の位置	1
	(2) 施行地区位置図	1
	(3) 施行地区の区域	1
	(4) 施行地区区域図	1
第 3	設計の概要	2
1.	設計説明書	2
	(1) 土地区画整理事業の目的	2
	(2) 施行地区内の土地の現況	2
	(3) 設計の方針	3
	(4) 整理施行前後の地積	4
	(5) 保留地の予定地積	5
	(6) 公共施設整備改善の方針	5
	(7) 土地区画整理法第 2 条第 2 項に規定する事業の概要	7
2.	設計図	7
第 4	事業施行期間	7
第 5	資金計画書	8
1.	収 入	8
2.	支 出	9
3.	年度別歳入歳出資金計画表	10
第 6	参考図書	10
1.	現況図	10
2.	市街化予想図	10

第1 土地区画整理事業の名称等

(1) 土地区画整理事業の名称

横浜国際港都建設事業 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業

(2) 施行者の名称

横浜市

第2 施行地区

(1) 施行地区の位置

本地区は、横浜市港北区の北東部、東京急行電鉄東横線の綱島駅の東方約 100m に位置する面積約 2.7ha の区域である。

地区西側には、都市計画道路東京丸子横浜線を含み、南側には、都市計画道路綱島日吉線を含んでいる。

また、地区内には都市高速鉄道第7号相鉄・東急直通線の新駅の設置が予定されている。

(2) 施行地区位置図

別添「位置図」のとおり。

(3) 施行地区の区域

本地区に含まれる区域は次のとおりである。

横浜市港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部

(4) 施行地区区域図

別添「区域図」のとおり。

第3 設計の概要

1. 設計説明書

(1) 土地区画整理事業の目的

本地区は、地区内に都市高速鉄道第7号相鉄・東急直通線及び新駅が設置される予定であり、新駅開業に合わせた土地の有効利用や駅前の良好な市街地形成が望まれている。

このため、本地区周辺の重要な幹線道路である都市計画道路東京丸子横浜線及び都市計画道路綱島日吉線の整備を行うとともに、地区内を南北に通る都市計画道路綱島東線を新たに整備することで、公共施設の整備・改善を図るとともに、土地の整序を行うことにより、新たな駅前としてふさわしい、健全かつ良好な市街地を形成し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(2) 施行地区内の土地の現況

1) 地区の性格及び発展状況

本地区を含む綱島駅周辺は、都市高速鉄道7号相鉄・東急直通線の新駅開業により、流入人口の増加が見込まれることから、近年、宅地開発が行われるとともに、民間企業の研究開発拠点の立地が進んでいる。

その一方で、重要な幹線道路である都市計画道路東京丸子横浜線及び都市計画道路綱島日吉線が未整備の状況であり、道路等の都市基盤の整備が求められている。

2) 地区内人口及びその密度

本地区内の人口は約70人であり、人口密度は約26人/haとなっている。

3) 土地利用状況

本地区内の土地利用構成は、次のとおりである。

公共用地	0.64ha	23.2%
宅地	2.10ha	76.8%
計	2.74ha	100.0%

4) 道路及び宅地の状況

本地区の道路は、地区西側に主要地方道東京丸子横浜線(幅員約12m)が南北に、地区北側、南側及び東側に幅員約6.8~7.9mの市道が通っており、その他は幅員4m未満となっている。

宅地については、地区西側はマンション、立体駐車場等として、地区東側は主に駐車場として利用されている。

5) 建物の高度化の傾向

地区内には9階建てのマンションが1棟ある以外は、2階建てまでとなっており建物の高度化の傾向はないが、地区周辺では、マンションや商業施設などの立地が

見られ、本地区においても新駅開業後には高度化が図られるものと考えられる。

㌻) 供給処理施設の現況

上水道は、横浜市水道局により各戸に供給されている。

下水道は、合流式で整備されている。

ガス、電気、電話は地区全体に供給・整備されている。

㌽) 地 価

本地区の平均単価は 368,100 円/m²となっている。

(3) 設計の方針

㌿) 施行地区内の土地利用計画

都市計画道路の整備にあわせて、区画道路を整備するとともに、駅前にふさわしい土地利用を促進し、健全かつ良好な市街地の形成を目指す。

㍀) 人口計画

本地区の将来人口は、共同住宅を約 4 戸とし、人口約 1,200 人と計画する。

㍁) 公共施設計画

①道路計画

都市計画道路 3・4・21 号東京丸子横浜線（幅員 20m）と都市計画道路 3・5・12 号綱島日吉線（幅員 15m）を幹線道路として位置づけて拡幅整備するとともに、地区中央部に新たに都市計画道路 3・4・55 号綱島東線（幅員 16.75m）を整備し、バス乗降場を配置する。

なお、都市計画道路 3・4・55 号綱島東線の地下部については、第 23 号新綱島駅自転車駐車が整備される。

②公園計画

本地区に公園は設置しないが、都市計画道路 3・4・55 号綱島東線沿いに主要な広場を設け、歩行者空間の確保を図る。

③排水計画

地区内の排水は、調整池に導き、流量調整後、既設の下水道管に接続する。

㍂) 供給処理施設計画

上水道、下水道、ガスについては、公共施設計画に合わせて既設管の移設及び新規布設を行う。

電気・電話については、公共施設計画に合わせて移設整備を行う。なお、駅前地区として、防災性の向上及び景観形成の観点から、電線類の地中化を図る。

(4) 整理施行前後の地積

1) 土地の種目別施行前後対照表

種 目		施 行 前			施 行 後		備 考	
		地 積 (㎡)	%	筆数	地 積 (㎡)	%		
公 共 用 地	国 有 地	道 路						
		水 路						
		計						
	地 方 公 共 団 体 所 有 地	道 路	6,302.13	22.98		14,286.73	52.10	広場含む
		公 園						
		水 路	50.32	0.18				
緑 地								
計	6,352.45	23.16		14,286.73	52.10			
合 計		6,352.45	23.16		14,286.73	52.10		
宅 地	民 有 地	田	909.00	3.31	3			
		畑	4,293.06	15.66	15			
		宅 地	10,810.34	39.42	55	13,136.07	47.90	
		山 林						
		原 野	2,007.52	7.32	2			
		雑 種 地	37.62	0.14	1			
		計	18,057.54	65.85	76	13,136.07	47.90	
	公 有 地	国 有 地						
		市 有 地	164.52	0.60	3			
		そ の 他	1,969.25	7.18	12			(独)鉄道・運輸 機構所有地
計		2,133.77	7.78	15				
合 計		20,191.31	73.63	91	13,136.07	47.90		
保 留 地								
測 量 増 減		879.04	3.21					
総 計		27,422.80	100.00		27,422.80	100.00		

ロ) 減歩率計算表

整理前宅地地積 (台帳地積) (A)	同更正地積 (測量増減を加減したもの) A	整理後宅地地積		差引減歩地積		減歩率	
		保留地を含めた宅地地積 A-P	保留地を除いた宅地地積 A-D	公共減歩地積 P	公共保留地を合算した減歩地積 D	公共減歩率 p=P/A	公共保留地合算減歩率 d=D/A
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	%
13,570.28	14,449.32			1,313.25	1,313.25	9.09	9.09
20,191.31	21,070.35	13,136.07	13,136.07	7,934.28	7,934.28	37.66	37.66

※上段は減価補償金相当額にて先行買収した場合

(5) 保留地の予定地積

整理前宅地価格総額 (予想) V	整理後宅地価格総額 (予想) V'	宅地価格総額の増加額 $\Delta V = V' - V$	整理後1m ² 当たり 予定価格 a'	保留地として取り得る 最大限地積 $R_{max} = \Delta V / a'$	保留地の 予定地積 R	割合 R/R _{max}	摘要 整理前単価
千円	千円	千円	円/m ²	m ²	m ²	%	円/m ²
7,755,996	5,318,795	-2,437,201	404,900	-	-	-	368,100

(6) 公共施設整備改善の方針

イ) 都市計画との関係

項目		決定年月日	備考
市街化区域		昭和45年6月10日	
用途 地域	第一種住居地域	平成8年5月10日	
	商業地域	昭和48年12月25日	
都市 施設	3・4・21号東京丸子横浜線	昭和21年8月26日	W=20m L=217m
	3・5・12号綱島日吉線	昭和32年12月17日	W=15m L=218m
	3・4・55号綱島東線	平成28年9月5日	W=16.75m L=214m
	第7号相鉄・東急直通線	平成24年10月5日	
	第23号新綱島駅自転車駐車場	平成28年9月5日	約2,300m ²
新綱島駅前地区第一種市街地再開発事業		平成28年9月5日	約0.6ha
高度利用地区(新綱島駅前地区)		平成28年9月5日	約0.6ha
綱島東一丁目地区地区計画		平成28年9月5日	約4.4ha

ロ) 公共施設別調書

区分	名称	道路種別	形状寸法			整備計画	摘要	
			幅員(m)	延長(m)	面積(m ²)			
道路	幹線道路	3・4・21 東京丸子横浜線	◎	20.0	217	4,082.38	2.0m-16.0m-2.0m アスファルト舗装、L型側溝	
		3・5・12 綱島日吉線	◇	15.0	218	3,308.72	4.0m-7.0m-4.0m アスファルト舗装、L型側溝、植樹帯	
		3・4・55 綱島東線	◇	16.75	214	3,538.77	4.0m-3.25m-7.0m-2.5m アスファルト舗装、L型側溝、バスベ	
		小計			649	10,929.87		
	区画道路	幅員13m		13.0	64	893.10	2.5m-7.0m-3.5m アスファルト舗装、L型側溝	
		幅員12m		12.0	5	145.64		
		幅員6.8m		6.8	1	9.84		
		小計			70	1,048.58		
	広場	広場1				277.47		
		広場2				987.51		
		広場3				867.42		
		広場4				147.97		
		広場5				27.91		
		小計				2,308.28		
	道路計					14,286.73		
	合計					14,286.73		

(7) 土地区画整理法第2条第2項に規定する事業の概要

上水道、ガスについては、地区全戸に供給できるように整備を行う。

下水道については、地区全域について整備を行う。

電気・電話については、駅前地区として、防災性の向上及び景観形成の観点から、電線類の地中化を図る。

2. 設計図

別添「設計図」のとおり。

第4 事業施行期間

自 平成29年2月15日

至 平成36年3月31日

第5 資金計画書

1. 収入

区 分	金 額 (千円)	摘 要
国 費	2,642,800	旧地域活力基盤創造交付金 $3,506,000 \times 5.5/10 = 1,928,300$ 都市再生 $1,429,000 \times 5.0/10 = 714,500$
市 費	2,292,200	旧地域活力基盤創造交付金 $3,506,000 \times 4.5/10 = 1,577,700$ 都市再生 $1,429,000 \times 5.0/10 = 714,500$
市 単 独 費	930,000	
そ の 他		
合 計	5,865,000	

2. 支出

金額：千円

事 項			単 位	事 業 量	事 業 費	摘 要		
公 共 施 設 整 備 費	築 造	道 路 築 造 費	幹線道路	m	649	655,000	C. C. BOX、広場含む	
			区画道路	m	70	19,700		
		計				674,700		
	移 転	建 物 移 転 費	戸	20	1,814,100			
		計				1,814,100		
	移 設	電 柱 移 設 費	本	50	15,000			
		ガ ス 移 設 費	m	127	900			
		上 水 道 移 設 費	m	191	3,500			
		下 水 道 移 設 費	m	122	5,600			
		計				25,000		
法2条2項 該当事業費	ガ	ス	m	326	7,200			
	上	水	道	m	401	22,100		
	下	水	道（雨水）	m	558	132,300		
	下	水	道（汚水）	m	57	7,900		
	C . C . B O X		m	121	36,400	区13		
整	地	費	式	1	1,100			
工	事	雑	費	式	1	161,700	調整池含む	
調	査	設	計	費	式	1	162,000	
工	事	費	計			3,044,500		
減	価	補	償	金	式	1	2,437,201	
		計				5,481,701		
事	務	費	式	1	383,299			
合	計					5,865,000		

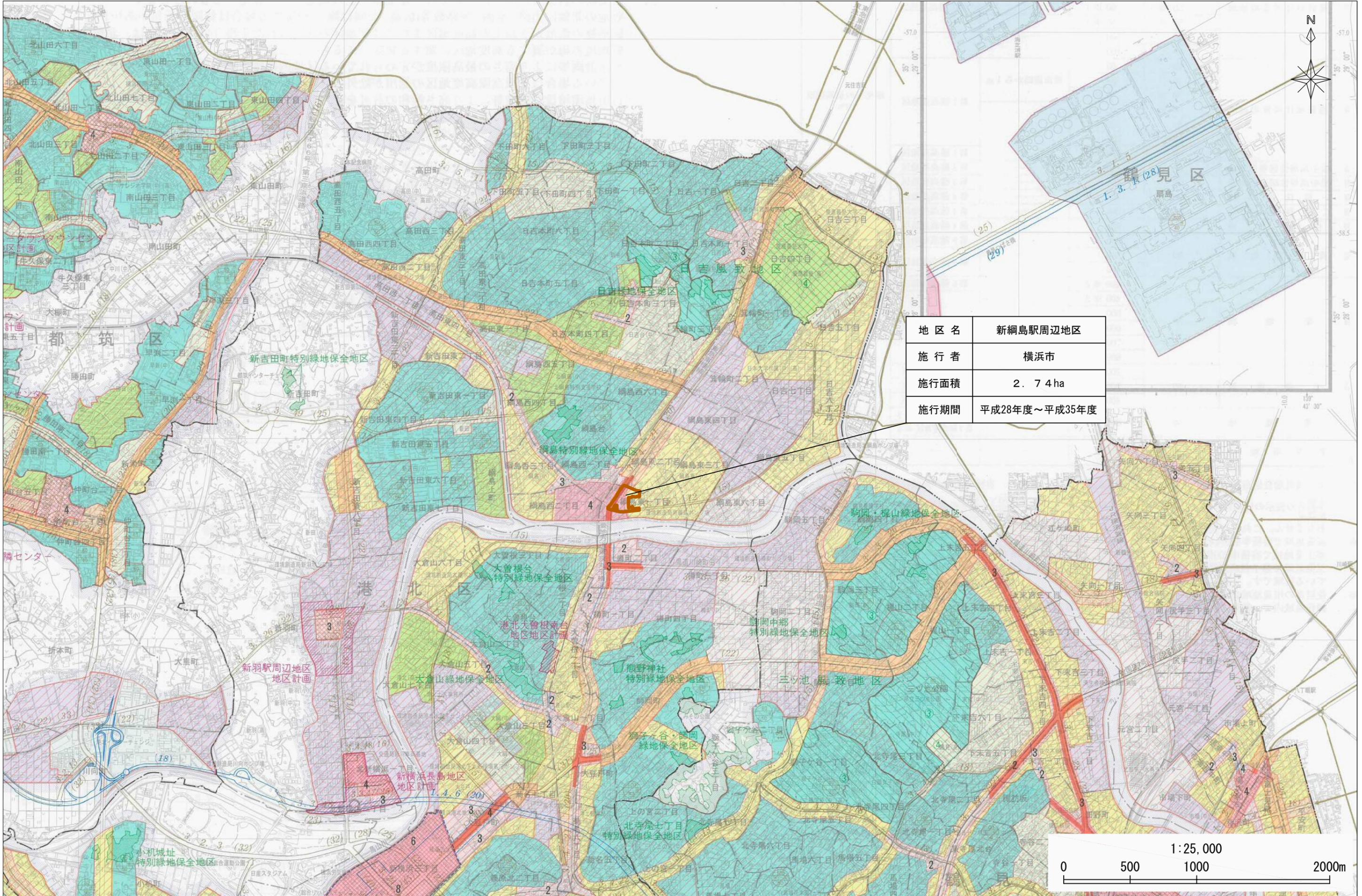
3. 年度別歳入歳出資金計画表

金額：千円

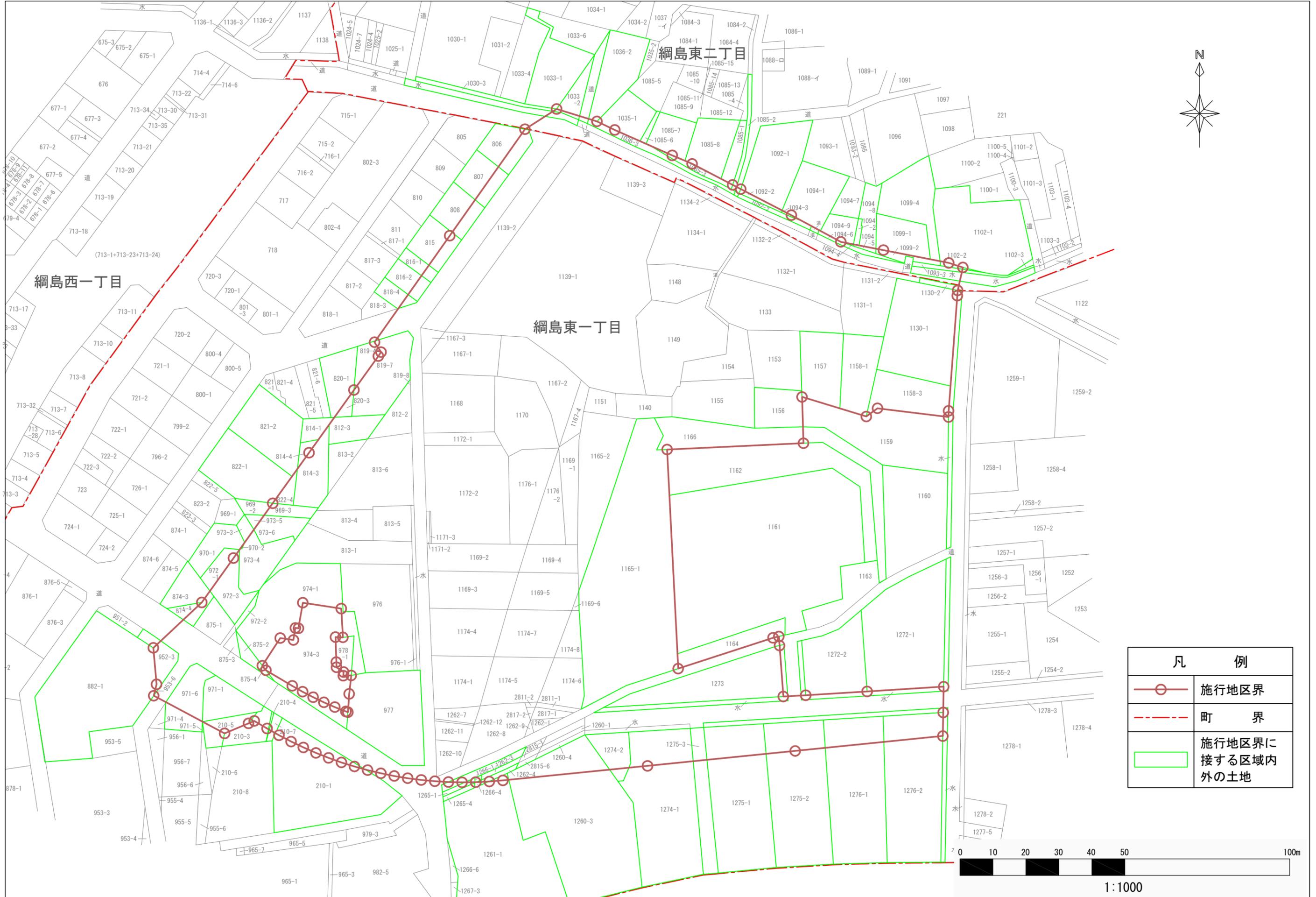
区 分		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	計
歳 出	公 共 施 設 築 造 費	0	0	75,500	170,000	93,600	231,200	104,400	0	674,700
	移 転 ・ 移 設 補 償	265,500	487,934	2,154,267	906,700	461,900	0	0	0	4,276,301
	そ の 他 工 事 費 事 務 費 等	39,100	83,066	122,233	184,300	184,500	112,800	122,600	65,400	913,999
	計	304,600	571,000	2,352,000	1,261,000	740,000	344,000	227,000	65,400	5,865,000
歳 入	国 費	146,025	204,116	1,161,159	587,600	323,050	143,050	77,800	0	2,642,800
	市 費	119,475	167,004	980,221	550,200	285,750	121,150	68,400	0	2,292,200
	市 単 独 費	39,100	199,880	210,620	123,200	131,200	79,800	80,800	65,400	930,000
	そ の 他									
	計	304,600	571,000	2,352,000	1,261,000	740,000	344,000	227,000	65,400	5,865,000
差 引 過 不 足		0	0	0	0	0	0	0	0	0
借 入 金										

第6 参考図書

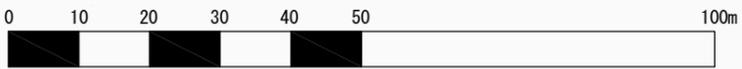
1. 現況図
2. 市街化予想図



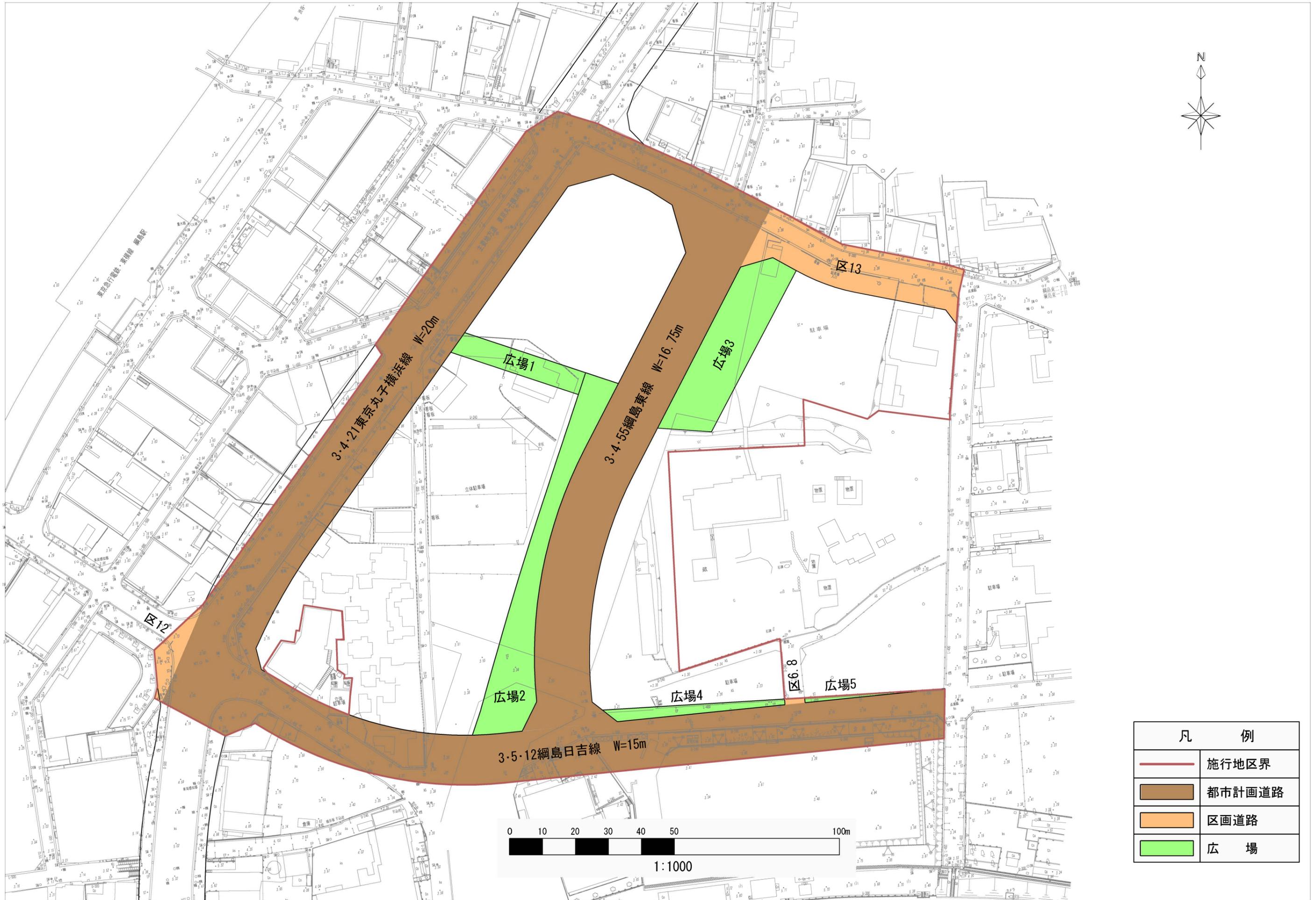
地区名	新綱島駅周辺地区
施行者	横浜市
施行面積	2.74 ha
施行期間	平成28年度～平成35年度



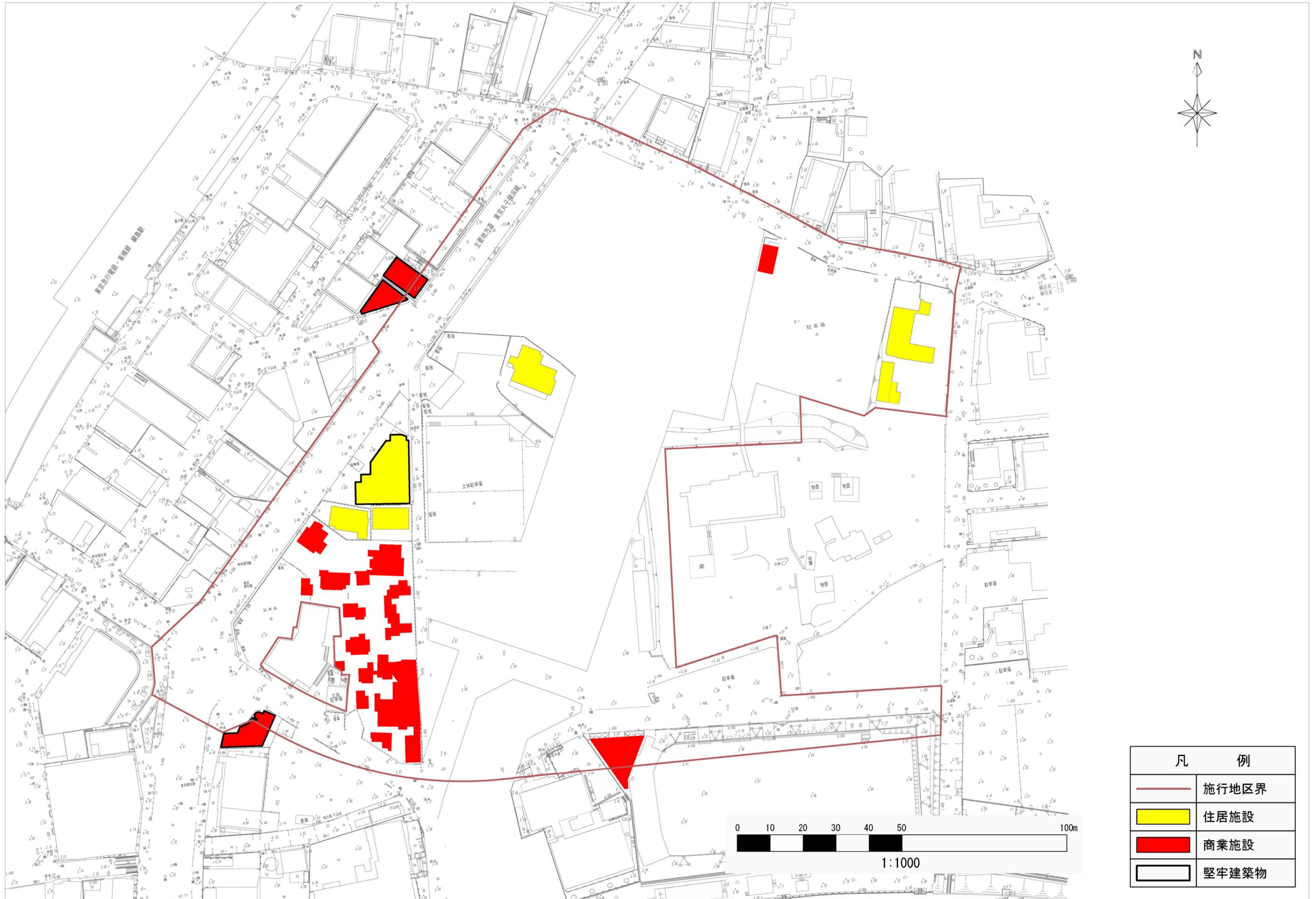
凡 例	
	施行地区界
	町 界
	施行地区界に接する区域内外の土地

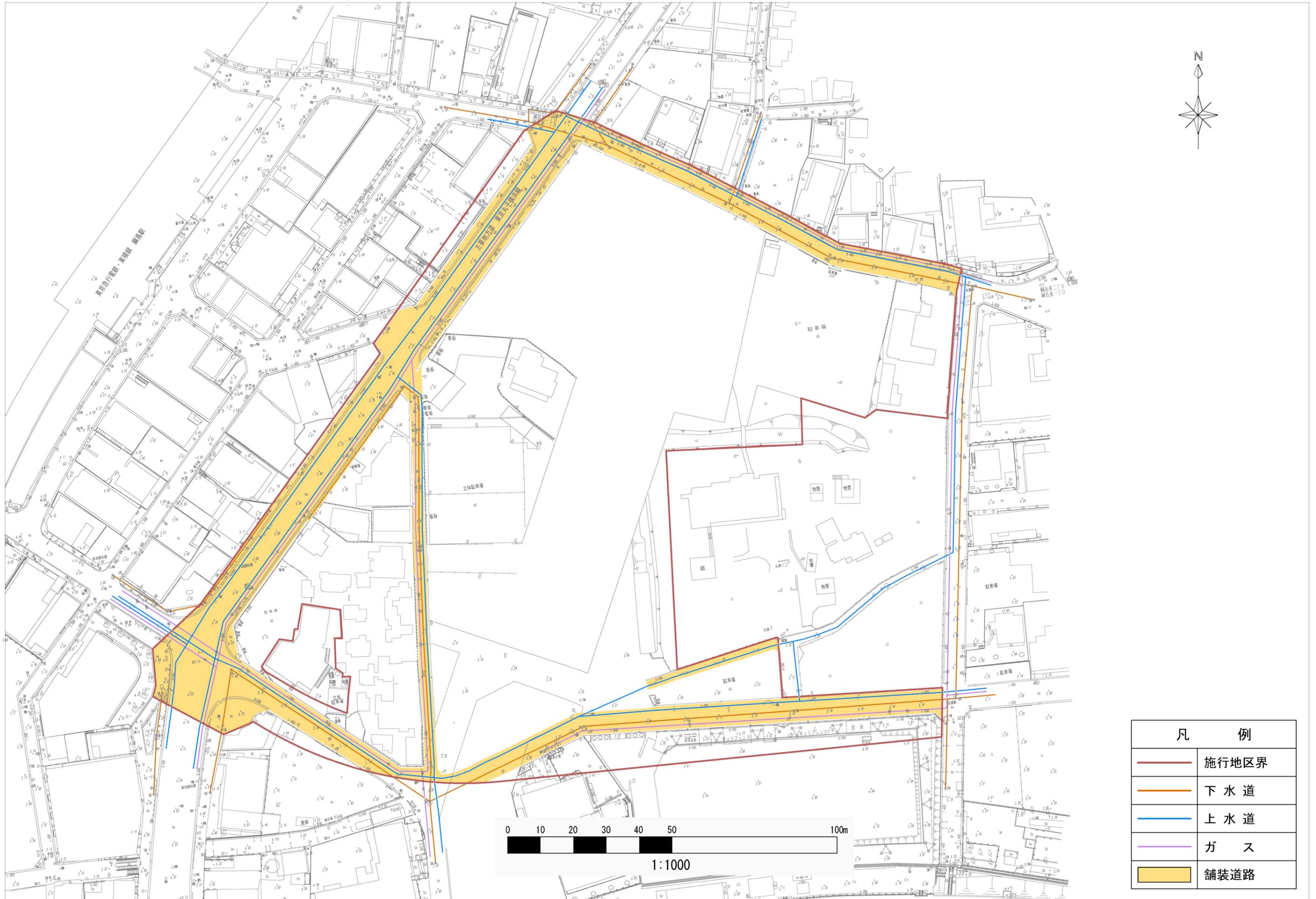


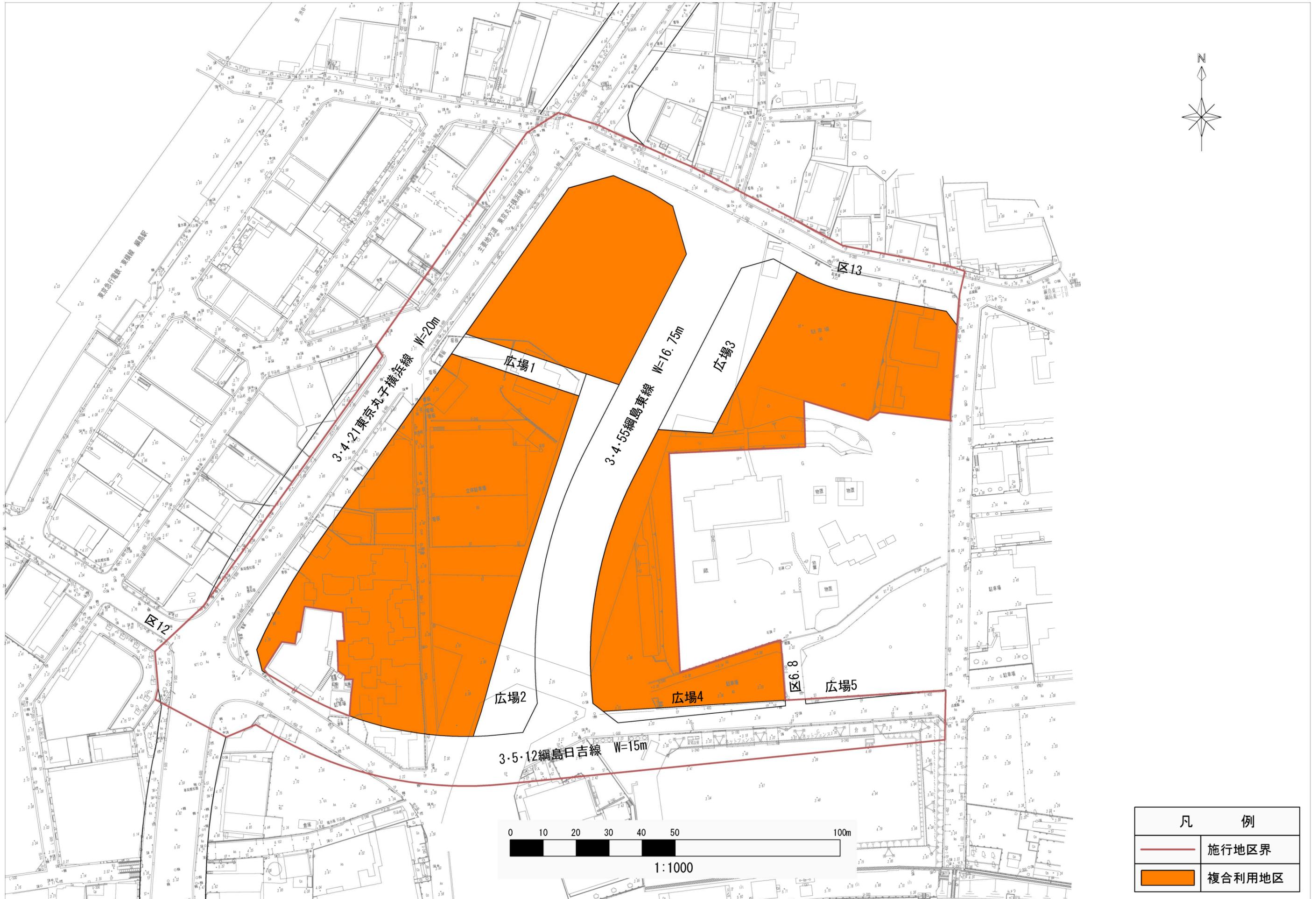
1:1000



凡 例	
	施行地区界
	都市計画道路
	区画道路
	広 場







平成 29 年 9 月 19 日
建築・都市整備・道路委員会
都 市 整 備 局

市第 34 号議案 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区 土地区画整理事業施行条例の一部改正について

1 提案理由

新綱島駅周辺地区（以下、「本地区」という。）では、「相鉄・東急直通線」の新駅整備と合わせて、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行によるまちづくりを目指しています。平成 29 年 2 月には、「横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例（以下、「施行条例」という。）」を施行し、事業を推進しています。

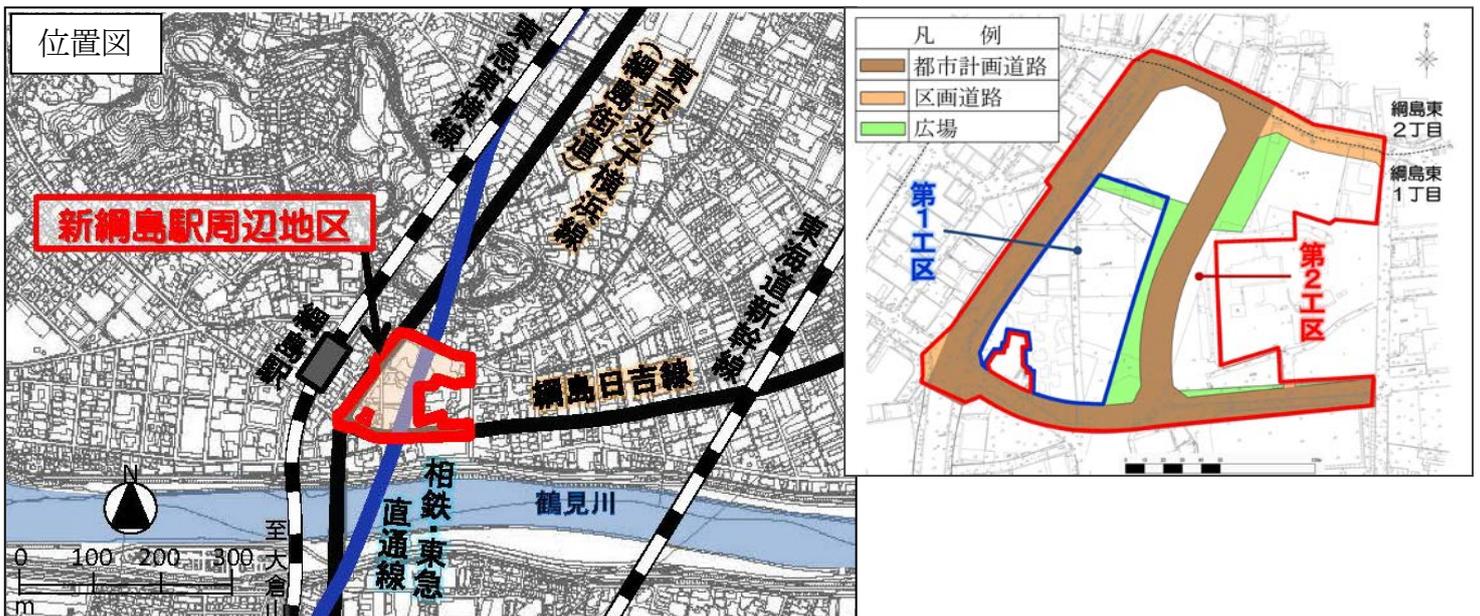
一方で、本地区内で施工されている「相鉄・東急直通線」の施工期間が延長され、事業主体である「鉄道・運輸機構」と調整した結果、鉄道工事ヤードとして使用される期間が延びること等から、場所によって土地区画整理事業の工事着手時期に差異が生じることが判明しました。

そこで、本地区内を工区に分け、着手可能な箇所から工事を行い、土地区画整理事業と市街地再開発事業を円滑に進め、新駅の開業と本地区のまちびらきの時期の整合を図ります。

工区については、土地区画整理法の規定により、施行条例に定める必要があるため、施行条例の一部改正を提案するものです。

2 工区について

工区は、事業自体を分割するものではなく、効率的に事業を進めるため、地区の状況等を踏まえて分けるものです。本地区においては、鉄道工事ヤードから比較的早期に開放される箇所を第 1 工区、その他を第 2 工区とします。



3 施行条例の改正内容について

(1) 施行条例の概要

構成	項目
第1章 総則	事業の名称、 <u>施行地区に含まれる地域</u> 、事務所の所在地等
第2章 費用の負担	費用の負担等
第3章 土地区画整理審議会	審議会の名称、委員の定数、任期等
第4章 地積の決定の方法	基準地積の決定方法、基準地積の更正等
第5章 評価	評価員の定数、宅地の評価等
第6章 清算	清算金の分割徴収又は分割交付等

(2) 施行条例の改正内容

土地区画整理法第53条第1項の規定により、「施行地区を工区に分ける場合は、工区に含まれる地域の名称」を施行条例に定めることとされています。

そこで、施行条例を改正し、第3条に次の文を追加します。(下記枠内赤字部分)

(施行地区及び工区に含まれる地域)

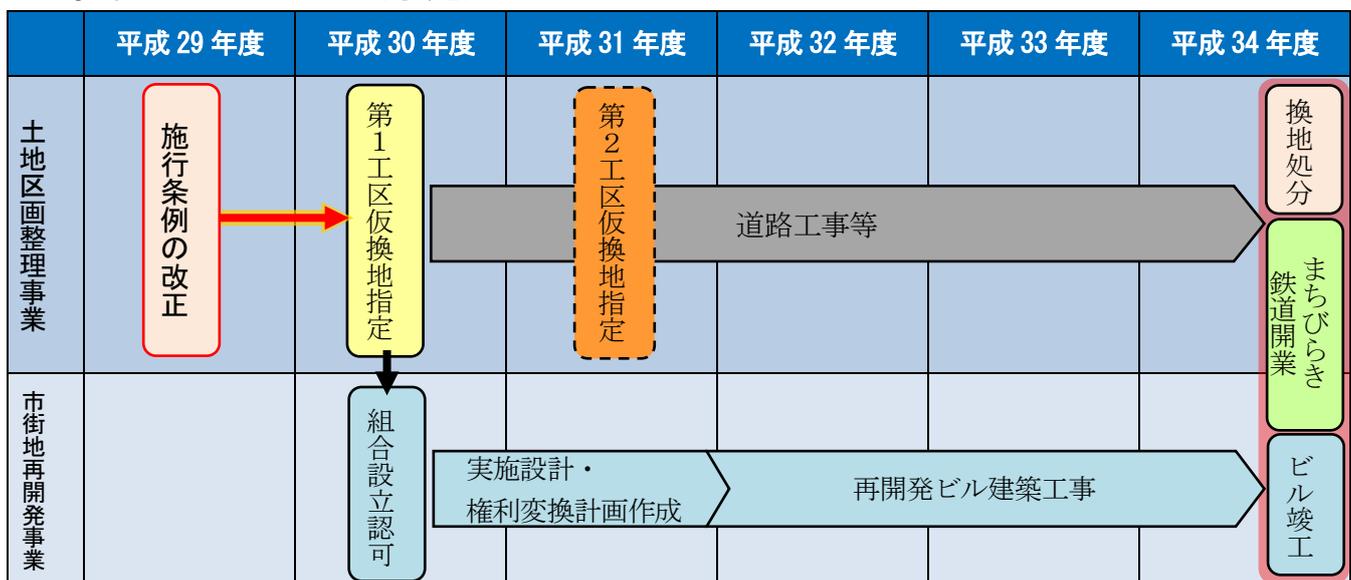
第3条 事業の施行地区に含まれる地域は、横浜市港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部とする。

2 前項の施行地区を次の工区に分け、その名称及びそれに含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

工区の名	工区に含まれる地域の名称
第1工区	横浜市港北区綱島東一丁目の一部
第2工区	横浜市港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部

附則 この条例は、規則で定める日から施行する。 ※施行日は、事業計画変更の公告の日を予定

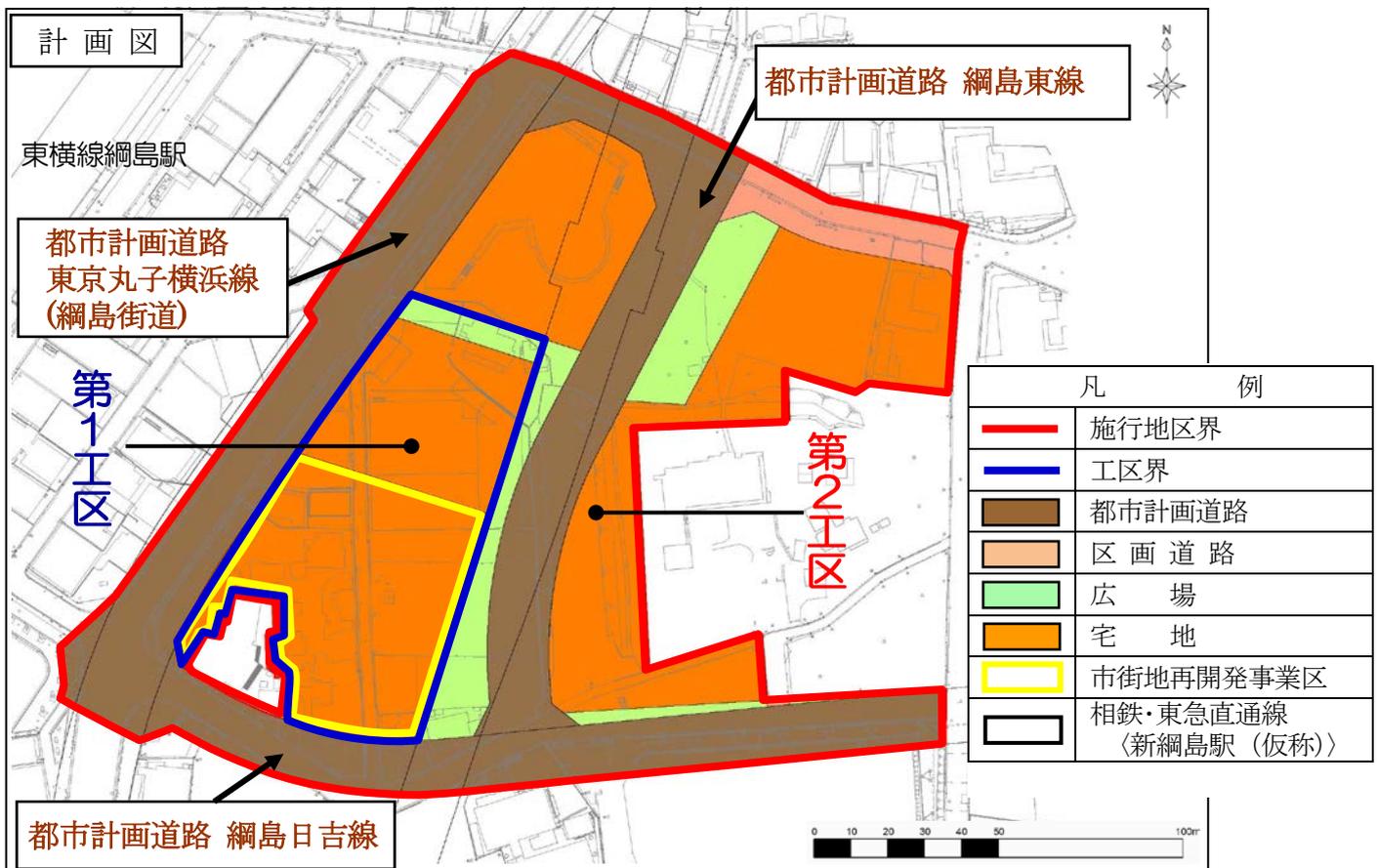
4 事業スケジュール（予定）



【参考】事業の内容

1 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業

地区面積	約 2.7ha
公共施設の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路東京丸子横浜線（幅員約 20m、延長 217m） ・都市計画道路綱島日吉線（幅員約 15m、延長 218m） ・都市計画道路綱島東線（幅員約 17m、延長 214m） ・区画道路（幅員 6.8m～13.0m） ・広場（5か所、約 2,300m²）
総事業費	約 58.7 億円（国費：約 26.4 億円、市費：約 32.3 億円）
事業予定期間	平成 28 年度から平成 35 年度



2 新綱島駅前地区第一種市街地再開発事業の概要

地区面積	約 0.6ha
施行者	新綱島駅前地区市街地再開発組合（予定）
主な施設	共同住宅、商業・業務施設、公益施設（区民文化センター）等

第1035号（平成29年10月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目次

頁

〔条例〕

△ 横浜マリントワー運営等事業者選定委員会条例【文化観光局観光振興課】	4
△ 横浜市寿町健康福祉交流センター条例【健康福祉局生活支援課】	6
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	11
△ 横浜市市税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	13
△ 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】	25
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	26
△ 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例【都市整備局市街地整備推進課】	28
△ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】	29
△ 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局人権教育・児童生徒課】	30
△ 横浜市学校保健審議会条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局健康教育課】	31

〔告示〕

△ 平成29年度横浜市一般会計補正予算（第2号）ほか2件の要領公表【財政局財政課】	33
△ 簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報の一部改正【市民局市民情報課】	34
△ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】	35
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	36
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】	37
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	38
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	39
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】	40
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	41
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	42
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】	43
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退【健康福祉局障害企画課】	44
△ 「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託【健康福祉局障害企画課】	45

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月5日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第37号

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例（平成28年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「施行地区」の次に「及び工区」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の施行地区を次の工区に分け、その名称及びそれに含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

工区の名 称	工区に含まれる地域の名称
第1工区	横浜市港北区綱島東一丁目の一部
第2工区	横浜市港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

今後の土地区画整理審議会の予定

① 事業スケジュール（予定）

日付	事項	内容
平成 29 年 2 月 15 日	事業計画の決定	
平成 30 年 1 月	事業計画の変更（第 1 回）	・ 工区の設定 ・ 再開発事業区の設定
平成 30 年 6 月	特定仮換地指定（第 1 工区）	
	工事着手	
平成 31 年度	仮換地指定（第 2 工区）	
平成 34 年度	工事完了	
平成 34 年度以降	換地処分・清算	

② 土地区画整理審議会の予定

日付	事項	内容
平成 29 年 11 月 9 日	<u>第 1 回土地区画整理審議会</u>	・ 審議会規則 ・ 会長及び会長代理の選出
平成 30 年 2 月	<u>第 2 回土地区画整理審議会</u>	・ 「評価員の同意」（諮問）
平成 30 年 3 月	<u>第 3 回土地区画整理審議会</u>	・ 「換地設計基準」（諮問） ・ 「特別の宅地」（諮問）
平成 30 年 4 月	<u>第 4 回土地区画整理審議会</u>	・ 「第 1 工区の換地計画」（諮問）
平成 30 年 5 月	<u>第 5 回土地区画整理審議会</u>	・ 「換地計画に対する意見書の処理について」（諮問）
平成 30 年 6 月上旬	<u>第 6 回土地区画整理審議会</u>	・ 「特定仮換地指定について」（諮問）
平成 30 年 6 月	特定仮換地指定（第 1 工区）	
平成 31 年度	<u>第 7 回土地区画整理審議会</u>	・ 「特別の宅地」（諮問）
	<u>第 8 回土地区画整理審議会</u>	・ 「第 2 工区仮換地指定について」（諮問）
	仮換地指定（第 2 工区）	
	<u>第 9 回以降</u>	・ 減価補償金の交付額の決定 ・ 換地計画の変更

土地区画整理審議会について

■土地区画整理審議会の権限について

(土地区画整理法第 56 条第 3 項：要旨)

審議会は、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、土地区画整理法に定める権限を行う。

意見をいただく事項	同意をいただく事項
1 換地計画の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査	1 評価員の選任
2 換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査	2 保留地の決定
3 仮換地の指定	3 換地計画において特別の宅地について特別の定めをする場合
4 減価補償金の交付額の決定	4 宅地地積の適正化のため過小宅地の基準となる地積の決定
	5 宅地地積の適正化のための決定
	6 借地地積の適正化のための決定
	7 換地及び借地権の立体化に関する決定

■土地区画整理審議会委員の秘密保持義務について

土地区画整理審議会委員は、**横浜市の非常勤特別職**となります。

一般職の職員とは異なり、地方公務員法第 34 条の「秘密を守る義務」の規定は適用されませんが、横浜市個人情報の保護に関する条例第 16 条の「市長等の秘密保持義務」の規定が適用されるため、**審議会の構成員（委員）は職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様となります。**

議題が公開の場合は、個人情報に該当する事項はありませんが、今後、審議会において、**個人の資産等に関わる事項を審議する機会があり、その内容が個人情報にあたるため、当該議題の審議は非公開となり、秘密保持義務が生じます。**